

第二十六回国 参議院社会労働委員会會議録第二十号

昭和三十三年四月四日(木曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

四月二日委員早川慎一君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長において指名した。  
本日委員高良とみ君辞任につき、その補欠として早川慎一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 千葉 信君
- 理事 榊原 亨君
- 委員 大野木秀次郎君 勝俣 稔君 草葉 隆圓君 紅露 みつ君 寺本 廣作君 横山 フク君 吉江 勝保君 片岡 文重君 藤田藤太郎君 山下 義信君 高良 とみ君 早川 慎一君 竹中 恒夫君

- 衆議院議員 厚生大臣官 房総務課長 牛丸 義留君
- 厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
- 厚生省児童局長 楠本 正康君
- 厚生省船員局長 高田 浩運君
- 運輸省船員局長 森 嚴夫君
- 政府委員 厚生大臣 神田 博君
- 厚生政務次官 中垣 國男君

○美容師法案(衆議院提出)  
本日国会に付した案件

○公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)  
出、衆議院送付)

○結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) これより社会労働委員会を開会いたします。四月二日付をもって早川慎一君が辞任し、その補欠として、高良とみ君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 美容師法案を議題といたします。提案の理由の説明を願います。

○衆議院議員(野澤清人君) たいま由を御説明申し上げます。

近代人の文化生活は異状な発達を遂げ、あらゆる面において科学的な知識や操作が取り入れられつつあります。が、美容業界の発展もまた国民の保健衛生とともに、その技術的な分野もいよいよ高度な理論と知識を必要とするに至りました。現行の美容師美容師

法において美容業を理容業とともに一括処理することは、最近の実態からかながみて、斯業の発展を妨げるのみならず、保健衛生上の立場からも幾多の不便が生ずる愛いなしとしないのであります。ことに美容技術の範囲も、パーマネットを主体とした頭髪調整の段階から全身美容にまで進歩発展いたし、幾多の高級複雑な成分を有する薬物の使用がひんぱんになりまして、旧来の整髪美容がその質的にも大きな転換が行われつつあるのであります。

よって今回理容業とは別に、新たに美容師法を制定して美容業の発展をはかることとしたのでありますが、なお、この際あわせて美容業及び理容業が一そう適正に行われるよう所要の改正をいたそうとするものであります。

本法案の内容は、現行の理容師美容師法のそれとはほぼ同様でございますが、単独立法化に当りまして現行法と異なるおもなる点について申し上げますれば、第一は、美容師の養成施設の養成課程に關し、従来省令で定められていたものを、本法に明文化したことであり、

第二は、健康診断の結果、美容師の業務を停止することができることとしたこと。

第三は、美容師が本法に違反して刑に処せられた場合における知事の免許取り消しに關する規定を設けたこと。

第四は、美容師または美容所の開設者の組織する会またはその連合会が、美容師の養成に關する事業を行い得る

ことを明記したこと等であり、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(千葉信君) 審査の都合上、本案に対する質疑は、次回以後に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) それでは次に、公衆衛生修学資金貸与法案を議題といたします。順次御質疑を願います。

○藤田藤太郎君 大臣にお尋ねしますけれども、保健所の職員、要するに、職種補充充足状況調というものが最後のところに出されておるわけですか。これをみますと、平均して六九%、大体六〇%から五〇%そこらの、定員に対する現員が、非常に少いわけですか。掲げられておる趣旨そのものについては、それだけの補助をやつてこれをふやそうという趣旨はわかるのですけれども、しかし、根本的に何がこれ原因し

ているか、それが明確にならないと、せつかくおやりにならうとしておるものが生きないのじゃないかと私は思うので、その点に、たとえば給与の問題、それから医師その他の人々の給与にプラスして、たとえば身分、環境とかいろいろ問題が私にはあると思ひますが、そういう問題が私よりはるからしてこういう工合になつておるのか。

もう一つの点は、当局はこれだけの定員で機能を發揮するためにワクを締めおける、こういう点を一つお聞きをしておきたい。

○國務大臣(神田博君) 今の藤田委員のお尋ねになりました点は、保健所の医師の充足状況が非常に悪い、どこに原因があるかということでございます。これは今私自身もお尋ねの中におっしゃられたように、私は待遇の問題が非常にこれは要素が多いと思ひます。それからなお、予算と申しましようか、国の補助率が低いので、県においてやはり計上額が少い、そういう問題がやはり大きなポイントになつておるのじゃないかと思ひます。それからこまかく申しますれば、任地における医師の宿舎の問題が充足されておらない。あるいはまた、保健所の設備といひましようか、いろいろの医療機械なんか、この方はだぶん長年にわたつて充足をいたして参つておるようでありまして、また私も十分であるかと考へております。そこで、この問題を解決するには、今御審議を願つておる公衆衛生修学資金貸与法だけで

○國務大臣(神田博君) 今の藤田委員のお尋ねになりました点は、保健所の医師の充足状況が非常に悪い、どこに原因があるかということでございます。これは今私自身もお尋ねの中におっしゃられたように、私は待遇の問題が非常にこれは要素が多いと思ひます。それからなお、予算と申しましようか、国の補助率が低いので、県においてやはり計上額が少い、そういう問題がやはり大きなポイントになつておるのじゃないかと思ひます。それからこまかく申しますれば、任地における医師の宿舎の問題が充足されておらない。あるいはまた、保健所の設備といひましようか、いろいろの医療機械なんか、この方はだぶん長年にわたつて充足をいたして参つておるようでありまして、また私も十分であるかと考へております。そこで、この問題を解決するには、今御審議を願つておる公衆衛生修学資金貸与法だけで



たいという人が非常に多いようなんです、話を聞けば、どこの保健所でもいいからという話なんですか、いいからけれども、どこもこれは満員で、定員がない、というような話で、困っている人があるようでございますが、これはどういふわけでございませうか。

○政府委員(山口正義君) 私からお答え申し上げますが、先ほど申し上げましたように、地方財政との関係で、地方が保健所の充足に、十分な予算化を行いませんために、保健所で定員化します。つまり予算化します定員の数が、当初予定いたしました、たとえA級保健所ならば榮養士二名というふうに考へましても、全体の数が少なくなつて、圧縮されて参りますと、保健所に、たゞいまお手に差し上げてございませうような職種の職員が必要になつて参りますので、従つて全般的にずつと圧縮されてくるわけでございませう。従いまして、勝俣先生の御指摘のように、榮養士はたくさんお参りして、また、保健所に勤務したいという希望者も相当あるのでございますが、これは先ほど私がお答え申し上げました理由の第一の、地方の予算化が十分行われせんために、全体として圧縮されて、それだけの人が採用できないというようなことでございませう。こういう職種を十分なだけ採用できるといふためには、地方で十分予算化が行われますように措置をしていかなければならない。そういうふうな考へてお参りませう。

○勝俣君 先ほど、歯科衛生士であるとか、エキス線技術者などは人間がおらないから、これは充足できない。

こういうお話で、そうしたら、片一方で、今度は榮養士の方は金が足りないからという。片一方は金があれば……何だかこの辺のところか思想統一がないような感じがしますか。

○政府委員(山口正義君) 理由をいろいろ申し上げたわけでございまして、結局全体といたしましては、たとえば保健所とか、榮養士というようなものにつきましては、そのものについては予算化は行われているのでございませうが、それは一般に不十分な予算化が行われてお参りますので、それに対して入り得ないというところでございまして、全体として百人要るところを七十人くらいしか予算化されてお参りせんので、予算化がそういうふうに行われてお参りせんので、医者の欠員はあつてお参りせんので、その他の職種の職種にございませうが、その他は、なかなかにそれ以上入れにくいというわけでございませう。ただエキス線技術者などにつきましては、さらに予算化を行つても、実際に人を集められないというようなことでございませう。全体としての職員は、職員何名というところでございませうが、ある程度、中でそれだけの職種を考へながらやつてお参りますので融通できる定員は、できるだけ融通するようになつてお参りませうが、実際におきましては、榮養士とか保健婦を、さらにこれから入れていこうというだけの余裕がないというような状況でございませう。

○片岡文重君 今の御説明を伺つてお参りませう、やはり私も勝俣委員と同様な疑問を持つのですが、実際にここに

政府から出されてお参る資料は、むしろ就職を希望する者が少ないというより、採用しないというところの方が、一番大きな理由だと私は思ふのです。そこで、こういう点を解消するために、保健所に対する補助を国で……考へるか、そうでなければ、地方においては最低限総予算額の何パーセントであるとか、あるいはそのほか、公衆衛生費に支出する金額の何パーセントとかいうことで、強制的に最低の予算額をきめてやる……措置をとらなければ、財政困難な府県、特に地財法の適用を受けてお参るようなところでは、なかなかできないと思ふのです。が、こういう点は直接、これは大臣がおられない……私いつの間にか大臣が帰られたのかわかりませんでしたけれども、政治問題ですから、次官でその所見は……お伺いできるならば、そういう点について、何か具体的に措置を講ずるお考へがあるかどうか、一つお聞きしておきたい。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。ただいまのお尋ねの点につきましては、これからの問題といたしましては、やはり国庫補助率の引き上げをはかつていくというところが、これが一番問題の解決の早道ではないかと考へるのであります。そういう引き上げざるかどうかという問題につきましては、関係省とのやはり交渉等もありまして、ここで引き上げるといふ言明はいたしかねますけれども、解決は早めるという点から申し上げますと、やはり国庫補助率の引き上げが一番いいかと考へてお参りませう。

○片岡文重君 いいということはどうな

たも認めていなきるのであります。一体引き上げるために努力されるおつもりかどうか。これは厚生省だけではどうにもならない、大蔵省その他の関係もあるでしようが、やはりこういう点をお認めになつてお参られるのでしたら、そういう措置を具体的に熱意をもつてする……お約束はいたしませんか。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。実は今年度の、昭和三十三年の予算の編成につきましても、三分の一から二分の一に引き上げ……ことを相対的に強く交渉したのですが、まことに残念ながらこれは認められなかつたのであります。今後の問題として、国庫補助率の引き上げに成功したいと思ひます。

○片岡文重君 この資金貸与の学生制度を設ける……

岡先生の御指摘の点、現在の状況におきましては、そういうことは起れば非常にあるがたいくらいに考へてお参るわけですから、決して私費でやつた方が就職を狭めて非難が起るといふ状態はすぐには起らないと思ひます。しかし、だんだんこれが現在の……ことは全体で三百名、インターンが五十名でございませうけれども、来年出ますのは七十名ばかり足りないわけでございませうから、すぐにはそういう問題は起つてこないと思ひますが、将来何年か後には、そういう問題が起つて参りますれば、この生徒の募集人員といひますか、そういうものを勘案してだんだん少くしてバランスをとつていかなければならぬのではないかと、こういうふうな考へてお参りませう。

○片岡文重君 この充足状況を見ますと、医師、歯科医師ばかりではございませうが、たとえば保健婦、榮養士、歯科衛生士、こういう人たちは同じような制度を設けてもいいじやないかと思ひますが、これを医師、歯科医師に限られたのはどういふわけですか。特に保健婦とか榮養士です。歯科衛生士等に希望するものは、大体、この高校在学中、少くともその程度までは比較的成績は優秀であつて、しかも向学心に燃えながら、あまり家庭から学費を出してもらえない、そして一日も早く就職しなければならぬ、こういう子供たちが非常に多いわけですから、一方この保健婦とか榮養士等を採用したいという保健所というものはあるのですから、実際は、さつき勝俣さんがおつしやつたように、希望しておつてもこういう人たちはなかなか

入れません。けれども、今後保健所関係の予算が多くなるように努力をされ、そうして国で少くとも定めた程度の定員を充足するようになるというのであれば、これは希望者も相当多くなつてくるし、就学を希望する者も多くなるでしょう。そういう場合に、この保健婦や栄養士にすらなり得ないような優秀な子供がおるのですから、そういう資金貸与の制度が設けられれば、優秀な子供はやはりこれを希望してくると思う。これを医師、歯科医師に限ったというのは、どういうわけですか。

○政府委員(山口正義君) 現在の状況におきましては、お手元に差し上げました資料のうちで、定員に満たされていない、つまり地方で予算化されなかった定員に充足していない職種が医師と歯科医師でございまして、あとは、これは一番左側は国がございましては、そういう定員でございまして、それだけ地方が予算化していないわけでございます。ほかの方では、大体地方の予算化しました人数に對しましては、それだけ一ぱい入っているわけでございます。プラス・アルファがまだ残っておりますのが医師と歯科医師でございますので、保健所の充実という建前から今度の制度を考えたわけでございます。しかし、ただいま片岡先生の御指摘のように、将来優秀な保健婦あるいは栄養士という方々の人たちを養成していくというように、これにつきましましては、単に保健所の職員の充実ということだけでなしに、一般の育英というような立場から考えていくべきではないか、そういうふうに思っております。これは私見で恐縮でございます。

ますが、そういうふうな考慮をわけございまして、今回、医師と歯科医師だけを取り上げましたのは、最初に御説明申し上げましたように、現在定員化されております。予算化されおりの二種でございますので、そういう措置をとったわけでございます。○山下義信君 申し上げなくてもいいと思うのですが、この機会に、二お尋ねやら、お願いやらしておきたいと思ひます。

第一点は、中垣政務次官に特にお願いをしたいと思うのですが、私は最近の厚生省の諸行政の中で、ことに公衆衛生行政で一大ミステークは、全国都道府県の行政組織の中で、何といひますか、ある府県によりましては衛生部を廃止するという、この状態に對しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしれませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことである。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であらうと思ひます。なかなかこれを復活せしめるということとは容易ならぬことであらうと思ひますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなくちゃならぬ。そして、この衛生部を廃止した結果というものがどういう状況になつたかということ、厚生省はすみやかに実態を調査いたして、もしそれがために憂うべき諸現象が発生しておるといふことならば、その事実をすみやかに政府内部におきまして検討せられて、政府全体の課題として、私は、その弊があれば、衛生部の設置の問題について、政府全体が一つ再検討をしてみなくちゃならぬ、こういう方向に一つ厚生省は御努力を願わなければならぬ。それで、衛生部を廃止した府県の衛生行政がどういふ状態になつておるか、また、それがために非常な不満足な状態が起きてはいないかという点をすみやかに調査せられまして、その結果を当委員会にも御報告を願ひたい、私はこれをまず一つお願いしておきます。

問題について、政府全体が一つ再検討をしてみなくちゃならぬ、こういう方向に一つ厚生省は御努力を願わなければならぬ。それで、衛生部を廃止した府県の衛生行政がどういふ状態になつておるか、また、それがために非常な不満足な状態が起きてはいないかという点をすみやかに調査せられまして、その結果を当委員会にも御報告を願ひたい、私はこれをまず一つお願いしておきます。

○政府委員(中垣國男君) 山下さんにお答えいたします。公衆衛生行政の中で一番まあミス・ポイントとしまして、都道府県が衛生部を廃止したと、この御指摘の点につきましては、私も全く同じように考えておるのであります。これは地方財政が極度に窮乏の状態の県で、民生部と衛生部が合併したというふうな事実があるのであります。しかし、この問題はやはりよく調査いたしまして、将来必ず復活をさせていただくような努力をいたして参りたいと思ひます。廃止した県にどういふ行政上の影響があつたかということにつきましては、局長から答弁をいたさせます。

におきまして、衛生行政にどういふ影響を受けておるかという点につきましては、私どもの方でもいろいろ調査をしておるわけでございますが、まだここで御報告申し上げる段階に至っておりません。ただいま山下先生からの御指摘もございまして、今後でもできるだけ調査いたしまして、そうしてまゝとまり次第、当委員会に御報告させていただきます。

○山下義信君 この修学資金貸与法案を審議いたします際に、私どもは次のように論議が行われたというのを記録に残しておく方がいいと思ひます。最近のことは存じませんが、昔は、御承知のように、海軍貸費生、陸軍貸費生、陸軍の軍医、海軍の軍医を充足するために、そういう委託学生のような制度があつて、その他今日でもあるかもしれません。しかし、そういうような学資金を貸与いたしますと時に、昔はまあ学校の先生でも、師範学校がみなそういう義務的な条件がついておつた。この法案とてまたしかり、拝見いたしますと、いろいろ義務規定が厳重に規定されてあります。私は思ひますに、この修学資金の貸与を希望する人を求めようとすれば、条件の軽いにこしたことはない。条件のゆるやかなのにこしたことはない。条件をきびしくいたしましたらば、いさうほど、希望者は逃げるのであります。それで私は、もし本法が多数の希望者を求めたいというならば、無条件にしくはないのです。こういう方面に就職を希望する、しかし、もしこの方針に反省してあるいは就職でもして下さる気持があるならば、一つ今から学資

のお世話をさしていただく。条件がゆるやかなればなるほど、学資は貸与したが、できるだけ一つ保健所に就職を願ひたいというものは、こちらの希望であつて、何もひもをつけて、何です、前貸しをして、前借金で縛りつけようという考えは持たぬ。できるならば、保健所がこういうふうな危険存亡であるから諸君、大いに応援してくだりたまえという、条件がゆるやかなればゆるやかなるほど希望者が殺到する。学資金を貸したからといって、それで義務年限を非常に長期にしたり、いろいろなことをして、縛れば縛るほど学生諸君は逃げるのです。それではせつかくの当局の希望も達成せられぬのです。それで一応こういうふうにして国の資金を学資として貸与するものもろの例にならつて、いろいろ規則も講じておかれるのもよろしいでございませう、始めるときは、規則をきちんとしておかれるのもよろしいであります。しかし、将来はこれが一べんきりですすのならばともかくでありませんが、この制度を存続していただくならば、将来よく考えて、できるだけ、縛りつけておくといいやり方でなしに、なるべく条件を寛大にゆるめていく方が私は将来もいんじやないか。金を貸したから、学資を貸したから就職させるといふ、いやおうなしに引っぱりつけるんじやなしに、やはり公衆衛生の仕事に、保健所の仕事に興味を持つことが何といたつて根本でありますから、私は将来は機会あるごとに実情をよく見て、実情を、この状況を見て、将来はできるだけ緩和する。また、この学資を貸して応募した諸君でも、いつまでもこうして縛りつ

のお世話をさしていただく。条件がゆるやかなればなるほど、学資は貸与したが、できるだけ一つ保健所に就職を願ひたいというものは、こちらの希望であつて、何もひもをつけて、何です、前貸しをして、前借金で縛りつけようという考えは持たぬ。できるならば、保健所がこういうふうな危険存亡であるから諸君、大いに応援してくだりたまえという、条件がゆるやかなればゆるやかなるほど希望者が殺到する。学資金を貸したからといって、それで義務年限を非常に長期にしたり、いろいろなことをして、縛れば縛るほど学生諸君は逃げるのです。それではせつかくの当局の希望も達成せられぬのです。それで一応こういうふうにして国の資金を学資として貸与するものもろの例にならつて、いろいろ規則も講じておかれるのもよろしいでございませう、始めるときは、規則をきちんとしておかれるのもよろしいであります。しかし、将来はこれが一べんきりですすのならばともかくでありませんが、この制度を存続していただくならば、将来よく考えて、できるだけ、縛りつけておくといいやり方でなしに、なるべく条件を寛大にゆるめていく方が私は将来もいんじやないか。金を貸したから、学資を貸したから就職させるといふ、いやおうなしに引っぱりつけるんじやなしに、やはり公衆衛生の仕事に、保健所の仕事に興味を持つことが何といたつて根本でありますから、私は将来は機会あるごとに実情をよく見て、実情を、この状況を見て、将来はできるだけ緩和する。また、この学資を貸して応募した諸君でも、いつまでもこうして縛りつ



参つてきているわけでございます。今後もその線でご参つていきたいと存じております。

それから、保健所へ勤務される方は衛生行政官としてスタートして、中には将来転向される方もございまして、う。しかし、一生公衆衛生という仕事に打ち込んでいくという方がぜひ私も一人でも入ってきてもらいたいというふうに考えておるわけでございます。今回の修学資金の貸与を受けられる対象になる方につきましては、法律の中にございしますが、単に保健所に勤務されるだけでなく、地方の衛生部局、あるいは厚生省の公衆衛生関係の方にも交流をするというふうなことが、法文の中に、これは政令で定めるようになっておりますが、そういうのがございまして、ただいま山下先生から御指摘がございましたように、できるだけ幅広く人事交流をする。金額も補の職員ならばそういうことが非常にしやすいではないかというふうなお話もしもございまして、私どもは全国の保健所に勤務する医師の方々に、できるだけ将来に希望を持ってもらえようというふうに人事交流をやつて参りたいと存じております。従来もこれは非常にわづかすつてございましたが、人事交流をやつて参りました。今後はその線に強く出して、一人でも多く公衆衛生の仕事に熱情を持って入ってきてもらえるように努力したいと思つております。

なお、先ほど政務次官もお答えになりましたが、また、山下先生も御指摘になりましたが、今回のこの修学資金を貸与するという事によって、職員の量的な充実をはかるだけではない、質的な充実をはかりたい、そういうふうにおきましても、できるだけ公衆衛生という仕事にこの修学資金の貸与という事を通じて興味を持ってもらうように私もいろいろ手段を講じて参りたい、そういうふうにご参つておられます。

○吉江勝保君 ただいま山下委員からお話がありまして、関連して、ちよつとお尋ねしたいのですが、衛生部が廃止になったあとの影響ですが、一面あれが地方財政の上からおにも強く要望されたものとすれば、衛生部とどこかの部が一つになりました際に、人員というものはその減つていないのじゃないかと思つて、どのくらい地方財政がそれによつて節約されておるものかどうか。衛生行政がどういふような影響を受けておるかという調査をされますときに、衛生部が廃止になつて、よその部と一緒にしたのがゆえに、従来の衛生行政の面の手続というものが、それじゃどれだけ節約されたかどうかという事も合せて調査を願ひまして、あまり地方財政の上から見ましても、そう節約になつていないというふうなことも材料にされまして、そういう一面、衛生行政の面では、こういう影響が現われておるなら現われておるといふその材料で、自治庁なりと、まあ国会に報告をしていただいて、再検討をしていただく。あわせて財政面も一つお調べを願ひたい。これはお願ひしておきます。

いまま一つ、先ほど勝保委員が質問されておりました、私もこの表を見まして、国の定員がこれだけでありまして、現員が六割とか七割、あるいは八割というふうになつておるのですが、だんだん話を聞いておきますと、そのうちの医師と歯科医師は、地方で予算が組まれておりながら、人の面で充足できないような説明を聞いたのですが、さうでしたですね。さうであるなら、現在、地方で組んでおられます、予算化しておる現員の数というものはどのくらいになつておつて、歯科医師の数はどのくらい足りないのか、医師の数はどのくらい足りないのかを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 第一の財政面の調査につきましては、御指摘に従つて調査いたします。

従来私どもは、この衛生部と民生部を一緒にされるというふうなときに知事さんの方では、部長一人減らせれば、大体年額二百万円くらい節約できるからというふうな話があるのをごさいます。またそれが場合によつては、ほかに効果が出てくるというふうなことがございまして、実際の財政効果というものがなかなかむずかしいと思ひますが、御指摘の点十分調査してお答え申し上げたいと存じます。

が、全体として、県職員の中で大体保健所に対してこれくらいというふうなことを、県当局として考えておられますので、それでその考えておられます数が大体医師、歯科医師を除きましては、国全体といたしまして集計してみますと、お手元に差し上げましたまん中の、現員一ぱいくらいに予算しか、県の方で保健所にさき得るのはこのくらいだということにはつきりした数がなかなか出ないのでございしますが、その見当できめておるわけでございます。職員費としては、県職員費一本で組んでおります。中でこまかく分けておられます。実際に保健所の職員を充足いたします際に、県の財政当局としましては、人事当局としましては、そういう態度をとつてきておるわけでございます。

○吉江勝保君 そのほかの職員につきましては、地方財政の面から予算化されておらないやに話を聞いたのでありますが、それだけでありますのか、あるいはほかにも理由があるのか。私ももう少し検討しなければいけないと思つたのですが、地方財政の面あるいは一応地財法の適用を受けておられるならば、県で、定員を減じなければならぬというふうなきまつておられます。大体もかく、さうでない県があれば、大体こういう人件費に對します予算を一つは組まれておるはずなんです。国の財政から申しまして、地方自治体の予算から申しまして、地方自治体の予算からいまして、組んでおるはずであります。ただ、そういうふうな簡単に、地方財政が苦しいから自治体が組まないのだというふうなふうな考えられるより、もう少し強く要求されるというのですか、押された方がいい

のではないかと、財政は決してこういう職員の前算自体がないということはないかと思うのですが、そこはもう少し厚生省の方で強く押される必要がないでしょうか。地方財政が窮乏しておるので予算化できないのだということではないに、もう少し突っ込んだ交渉をされるのが必要ではないか、こう思うのであります。ともなうか、もし、それでも、財政の面ではそれほど困つていないけれども、自治体に置かないというなら、こういう職員に對する、どういふのでしようか、必要性を都道府県の方で認めないというのでしようか、あるいは認識を欠いておるというのでしようか、その必要性の問題に今度なつてくるだろうと思つておつて、現員がこれだけしか置かれていないという事に対しては、もう少し突っ込んだ説明を当委員会でもらつた方がいいのではないかと、さうか、こういう感じを持っておられます。

○政府委員(山口正義君) 御指摘の点もつともだど存じますが、私どもの方で県当局に對しまして、この保健所職員の予算化をできるだけ上げるようにという事を折衝いたすわけでございますが、現実には、県の財政当局といたしまして、財務当局といたしまして、いろいろな国からの補助率の仕事がくるわけでございます。どうして比較的補助率の高い方の予算をよけい組んで、そつちの仕事をよけいしよるだけ考慮しようというふうな傾向があるのをごさいます。決して、県当局がこの仕事を認識していないというわけではないのをごさいます。こ

これは保健所を所管しております衛生部の方で、県の総務部長なりあるいは財政部長と予算折衝をいたします際に、最後までいつでもがんばるのでございませうが、やはり補助率の高い低いというようなことのバランスを考えられて、なかなか十分の人員をこちらの方にもらえないというのが実情だということでございます。もとよりその際に、県財政全体のワケということになって参りますので、その際にやはりほかの事業に比べて、ほかの事業と同じくらしいの補助率で折衝いたしませんと、現実の問題として、なかなか県の衛生部がそれだけの人員を確保するということがむずかしいというのが実情でございます。

○横山フク君 勝俣さんから、私の来る前に御質問がありましたようでございませうが、保健婦の問題ですけれども、県の方で予算化しているのから見れば、九〇％は充足されておるといふことですが、それにしても、一割余っている。保健婦の方は御承知の通りに医師やそのほかの人たちと違って、ほとんどの九割の働く職場というものが保健所にあるわけでございませう。しかも保健婦の人たちが現在就職難だ、保健婦の資格があっても看護婦の資格でもって働いておるのが現状なんです。予算が、県で予算化されておるものの一〇〇％いかにいかに。結構予算防法の方で全額公費負担になりましたけれども、ああいった程度のもので、全額公費負担になっても、公費負担の問題、あとになりませうが、保健婦の問題が解決されないで九割が予算化されたのだ、と、予算化されたのが、人が余っているのに採用されないでいて、

結核の問題は解決できないのじゃないか。予算化されたのが充足されないのは、どこに原因があるか、人が余っていて、充足できないで、それで嘆いておるのに、それが採用されないというのには、どこに原因があるのでしょうか。

○政府委員(山口正義君) 御指摘の通り、結核の仕事は十分にやっております。ことにまたあとで御審議いただきます健康診断を十分やっております。保健婦の方々の就職状況が悪ければ、実績を上げることがむずかしいのは御指摘の通りでございます。就職の点につきましては、大体横山先生から御指摘がございましたように、保健婦の定員に対しては、予算化されている定員に対しては、充足率はいいのでございませう。それでもまだ少し差異があるという点につきまして、これは全体の申し上げ方でございますが、一般的に現在、地方が、これもまあ地方財政とからんでおると思っております。ところが、特に地方財政再建整備のころなどにおきましては、欠員の補充をしないというふうな方針を立てておるところが相当あるものでございませう。だから保健婦さんがやめられる、そうするとすぐそれを補充するということが、現実の問題としてなかなかむずかしいというふうな実情でございませう。それだけの、希望者が相当た

くさんありながら、欠員不補充というふうな方針を立てておられるところでは、それが補充されないというふうなことで差異ができておるのだと思っております。その点につきましては、この仕事の重要性から考え、ただ全般的な欠員不補充の方針が

ございませうとも、特別なものについては、そういう方針は変えてもらおうように今後はやっつけていかなければならぬと考えております。

○寺本廣作君 与党が引き延ばしをやっておるようで、大へん恐縮ですが、一点だけ質問をさせて下さい。大事な任務を持っておられますが、保健所の充実ができてぬということでありませうが、やむを得ぬ制度だと、こう思いますが、この法案を拝見し、先日の提案理由の説明を伺っておりますと、昔の師範学校の給費制度が軍医の委託学生の制度を思わせるようなにおいがあるもので、それから、必要を満たしながら弊害をなくするといふ考慮が必要じゃなからうか、こう思っていますので、二回わしていただきます。

資料によりませうと、貸与の費用は、最高月額、学生が四千五百円、インターンの学生が六千円とこうなっております。それで合計してみると、四年間として、月四千五百円で二十一万六千円、インターン一年とすれば七万二千円、二十八万八千円近くかかるくらいな最高額になっておる。年限の最高はこれは五年でございませうか、通算してございませう。

○政府委員(山口正義君) 最高は五年でございませう。○寺本廣作君 そうしますと、これで二分の三だけやめられぬということになりませうと、七年半大体保健所に勤めなければならぬと、こういうことになりませうか。○政府委員(山口正義君) さようでございませう。申し落しましたが、七年半ではございませうが、この法案の第七条にございませうに、必ずしも保健所

だけでなしに、ほかの公衆衛生の仕事に従事していただければいいということとでございませう。

○寺本廣作君 それで、途中でやめた場合には費用を返却させるということになっておられますが、それは無利息で返さるることになりませうか、それとも何か利息をつけて取るようになりますか。

○政府委員(山口正義君) 原則として無利息でございませうが、返還しなればならないときに返さない場合は、延滞利息がつくことがございませう。

○寺本廣作君 七年半以内でやめた場合には、金は返さなければならぬ。やめます場合には、任意退職の扱いになりますか、懲戒退職の扱いになりますか。

○政府委員(山口正義君) 任意退職の形をとるのでございませう。

○寺本廣作君 七年半でやめます場合のこの人たちの俸給というのは、大よそどれくらいになっておりますか。と申しますのは、大体この七年半の間に二十八万円ぐらいい償却される割合になるわけですね。七年たつてやめたとき、先ほど山下委員からお話がありましたように、保健所の仕事を天職としてこの人たちが非常に興味を持って続けて勤務していくというためには、やはり七年半前に二十八万円加算したいわば待遇を受けていると見ていいと思ふのです。ところが、七年半たつておると、社会の一般のお医者さんに比べれば非常に待遇が悪いということでしたら、この七年半はやはり返済金の足らぬでとまわっているだけで、七年半たつたら社会に飛び出していく人が非常に多くなるのではないかと、ただいま山

下委員の関連で伺おうと思つたのですが、まあ懲戒退職でなく任意退職の扱いでされるということになりますから、そこいらに制約的なおいはなくなると思ひますが、ちょうどこれは長期労働契約の扱いに似ているので、そこいらを伺うわけですが。

○政府委員(山口正義君) 御質問の、七年半たつたときに、七級一号から始まったものがどれくらいになっておるかということをお聞き上げますと、大体現在の進み方で申しますと、十級の二か三というところまでございませう。本俸二万一千円くらいというところでございます。しかし、まあ今回給与体系が改正されませうれば、この数字も変わってくると思ひますが、ただいま寺本先生の御指摘もございませうように、七年半たつたら、はいさようならということにならないように、私どもはこの法を運用させていただきます。と、こういうふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

○委員(千葉信君) ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員(千葉信君) 速記を始めて。本案に対する質疑は、これをもって尽きたものと認めることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員(千葉信君) 次に、結核予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。  
○片岡文重君 この質問はぜひ大臣に私はお伺ひしたかったので、お見

えにならぬようですから、一つ担当の局長並びに政務次官におかれて、一つ大臣になられたつもりで責任をもつてお答えをいただきたいと思ひます。

先だって、当委員会健康保険法の一部改正が可決せられたのであります。このことについて、私はまあ今もって残念に思っております。その残念だと思つた原因として、抜本的な対策がなされておらないということがあるわけですね。その抜本的な健康保険法の対策の一つとして、私は今申し上げるのは、なぜ健康保険の財源に赤字が多くなつてくるかということとして、いろいろ教えられますけれども、そのうちで最も大きな問題として、原因として考えられるのは、結核の発生が依然として多い。従つて、長期療養も多くなつてくる。ここにまあ原因があると私は考へております。しかし、結核予防法等によつて、陸上における結核予防については、最近非常に進んでおられると思はれますし、厳格にやつておられる、こう考へるわけですね。ところが、船員保険の赤字について考へてみますと、これもまた、この健康保険法の所管になる。所管といふすか法ですか、に關係する赤字と同じように、船員保険の場合の赤字もこれもまた、結核の数があまりに多いといふところに原因がある。

「委員長退席、理事藤原亨君着席」  
しかし、健康保険法の關係になる結核予防については相当努力が払われておるようでありませぬけれども、船員保険の關係になつてくるとはなはだ努力が払われておられない。むしろ私は遺憾な状態にあると考へられるの

ですが、一体、今この船員に対する結核予防の措置はどういうことをやつておられるのか。その点を、一つまずお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(森蔵夫君) 船員の結核予防の問題についてお答え申し上げます。

船員につきましては、御承知のように、國際的な条約その他の關係もございまして、結核でなく、全体の船員の健康というものに注意いたしまして、健康証明を持つていない船員は乗せてはいけないということを船員法に規定しておるわけでございます。それを受けておまして、船員法施行規則の中におきまして、検査の具体的内容を規定しております。で、この点につきましては、船員法のやり方は、結核予防法に、何といひますか沿つていくという趣旨でもつて規定せられておるのでござい

「理事藤原亨君退席、委員長着席」  
で、ただその中に、施行規則五十四條でございませぬか、この中に、これこれの検査をするようにと書いてあります。項目のうち第二項に「前項第三号から第六号までに掲げる検査のうち、医師においてその必要がないと認めるものについては、これを省略すること」がございませぬか。という規定があるのでございませぬか。その省略できる規定の中に、たとえばツベルクリン反応検査、エクス線検査、というふうなものを含んでおられます。もちろんこれは、われわれのこれを規定いたしております趣旨は、こういうものを省略いたしておるわけではございませぬのでして、いろいろな事情がございませぬそれぞれの場合に

合に依つて、医師の何と申しますか、実情に即する判断に依頼するといふ考へ方でこれを規定しております。それからまた、この実施要領というものを

出しておるわけでございますが、この中にも、結核予防法の趣旨によつてこれをやるということも明らかにし、結核の診断の技術的基準は結核予防法施行規則第二条ないし第四条によるといふことも指導いたしております。

われわれは、こういう方法を講じておるのでございませぬが、実際の状況とおっしゃいました通り、結核が非常に多うございませぬ。船員の休んでおりました状況を調べても、結核は消化器系の疾患とそれから災害とともに、非常に大きな問題——ことに結核は期間が長うございませぬから、われわれとして何らかの対策を講じなければいけないのじゃないかといふことは考へております。それで今申し上げましたように、医師の判断にまかしておる部分があるのございませぬが、こういう点につきましても十分でない点もあるいは実情においてあるやに考へられますので、この点をさらにその方面の審議会にもかけまして、早急に何らかの方策を講じたいとわれわれは今考へておるのが実情であります。

○片岡文重君 今、船員局長の御説明になられたのは、船員法の八十一条に基いての施行規則であらうと思つておる。従つて、これはいわば乗船する際の健康診断に適用されるものであつて、結核予防法の検査内容とは非常に私は違ふと思つた。ただ、して局長の御説明に關連して考へるならば、それは予防法において、何条でしたか忘れ

ましたが、あの予防法において他の検査をもつてかえることができると、これに該當せしめておると思つたので、しかし、他の検査でかえることができないといふことであるならば、その、他で行う検査といふものは、当然予防法で規定する内容の検査でなければ私は意味ないと思つた。しかし、實際は船員の結核検査といふものは、その予防法に該當する検査を行つておらない。これは一人の例外もないとは私は言ひませぬけれども、大部分がレントゲン検査も行なつておらなければ、ツベルクリン反応の検査もやつておらない。それは私もが突地に、現に下船療養中の船員について実態調査を行つておるが、三年も五年も乗船しておつた船員が、いまだかつてそういう経験を持たない者が多いわけですね。こういうことは、これは非常に大きな問題は問題だらうと思つておる。そこでわざわざお伺ひしてみます。そこで今船員保険法の適用を受けておる船員の結核患者は一体どれくらいあるとお考へになつておるのか。下船療養中の者は一体どのくらいあると思つておる

○政府委員(森蔵夫君) 今、的確な数字を持つておりませぬ。先般労働科学研究所に委託いたしました調査いたしました結果が三割余りじゃなかつたかと思つておるが、ちょっと今ははっきりいたしておりませぬ。

○片岡文重君 結核患者の発生は、最近になつて突如として起つたわけではありませぬし、特に船員の健康保持については、これは十分やはり船員局としてお考へいただかなければならぬ問題であります。その対策を講ずるに

はどうかとも調査が必要じゃないですか。これは全然政府が調査をやつておらないといふ証拠でしょう。私これははなはだ遺憾だと思ひますが、局長今三割くらいとおっしゃつたが、その三割は何に對する何の割合かわかりませんが、現在下船療養中の数といふものは相當な数に上つておるわけですね。しかもこの相當な下船療養中の船員について病名別に調査してみると、大体結核患者は三十一年度でもおむね現在入院療養中の者は五五%に達しておる。一昨年は五七%になつておると言われております。特にこれは船員保険会の藤原博士が学会でもつて報告をしておりますけれども、それによると、現在入院療養中の者のほかに、現在自分は健康だと思つて働いておる船員の中にも大体八%ないし七%くらい

の結核患者がいるのだと、こういうことをこの藤原博士は芝浦診療所において突地に調査した結果を学会に発表しておられる。こうして民間においては、とにかくそういう突地調査もしておるほどですから、この際、一つ政府はぜひ今年度からでもこの実態調査をやつて、まずこの船員の結核患者がどのくらいおるかといふことを一つ確かめてもらいたい。そうして適切な措置を講じてもらいたいと思つたので、船員法による健康診断、つまり乗船の際の健康診断を予防法による検診に該當せしめるならば、少くともツベルクリン反応、あるいはエクス線検査なり、この予防法で指定しておる検査をぜひ行わせるようにしなければならぬと思つたので、これを現在行なつておられるところはほとんどないといふ実情について、まずその数の調査もして

はどうかとも調査が必要じゃないですか。これは全然政府が調査をやつておらないといふ証拠でしょう。私これははなはだ遺憾だと思ひますが、局長今三割くらいとおっしゃつたが、その三割は何に對する何の割合かわかりませんが、現在下船療養中の数といふものは相當な数に上つておるわけですね。しかもこの相當な下船療養中の船員について病名別に調査してみると、大体結核患者は三十一年度でもおむね現在入院療養中の者は五五%に達しておる。一昨年は五七%になつておると言われております。特にこれは船員保険会の藤原博士が学会でもつて報告をしておりますけれども、それによると、現在入院療養中の者のほかに、現在自分は健康だと思つて働いておる船員の中にも大体八%ないし七%くらい

の結核患者がいるのだと、こういうことをこの藤原博士は芝浦診療所において突地に調査した結果を学会に発表しておられる。こうして民間においては、とにかくそういう突地調査もしておるほどですから、この際、一つ政府はぜひ今年度からでもこの実態調査をやつて、まずこの船員の結核患者がどのくらいおるかといふことを一つ確かめてもらいたい。そうして適切な措置を講じてもらいたいと思つたので、船員法による健康診断、つまり乗船の際の健康診断を予防法による検診に該當せしめるならば、少くともツベルクリン反応、あるいはエクス線検査なり、この予防法で指定しておる検査をぜひ行わせるようにしなければならぬと思つたので、これを現在行なつておられるところはほとんどないといふ実情について、まずその数の調査もして

はどうかとも調査が必要じゃないですか。これは全然政府が調査をやつておらないといふ証拠でしょう。私これははなはだ遺憾だと思ひますが、局長今三割くらいとおっしゃつたが、その三割は何に對する何の割合かわかりませんが、現在下船療養中の数といふものは相當な数に上つておるわけですね。しかもこの相當な下船療養中の船員について病名別に調査してみると、大体結核患者は三十一年度でもおむね現在入院療養中の者は五五%に達しておる。一昨年は五七%になつておると言われております。特にこれは船員保険会の藤原博士が学会でもつて報告をしておりますけれども、それによると、現在入院療養中の者のほかに、現在自分は健康だと思つて働いておる船員の中にも大体八%ないし七%くらい

らぬということだから、船員局として  
は実情がどうなっているかということ  
もほとんどわかるまいと思いますが、  
従来、集団検診の結果について、結果  
といいますが、その経緯といいますが  
か、しからば今までどういうふうな集  
団検診をやっているのか。すでに船員  
の集団検診をどういうふうなやつてお  
るのか。乗船の場合の船員法の八十一  
条によるこの健康検査を、一体どこで  
どういうふうにしてやっているのか、  
この点についての実情をちょっと御説  
明いただきたいと思う。

○政府委員(森藤夫君) 答えを申し上げ  
ます。八十一条に基づくこの検査の効  
果は一カ年間ということにいたしてお  
りまして、一カ年ごとにこの検査をし  
てもらっているわけでございます。そ  
の際、健康を証明する医師は指定して  
ございまして、日本海員救済会の病院  
の医師とか、船員保険会の医師、それ  
から船員法第一条の乗組員になってい  
る船医、それからそのほか管海官庁で  
指定している医師ということになりま  
して、それぞれ指定をいたしてやつて  
いただいております。

それでお話でございますが、ツ  
ベルクリンその他エクス線などの検査  
をやっていない者もかなりあるように  
見受けております。しかし、たとえ船  
員保険であるとか、あるいは救済会  
の関係の医師なんかにおきましては、  
これは厳重にレントゲンの検査をいた  
しております。ございまして、ただそれ  
が全体の何パーセントになっておるか  
ということとはちょっと申し上げるほど  
の資料を持っていないのを残念に思  
います。

と申すのですけれども、陸上勤務の  
労働者に比べて、船員の、つまり船内  
勤務の労働者の結核罹患率というもの  
は、これは比較にならないほど多いは  
ずです。特に最近のいわゆる船舶の  
景気が上昇してきて、船自体の稼働率  
が上ってくれば、当然これは船員の勞  
働過重にもなつてきます。睡眠の不  
足も出てくる。船内食糧からの栄養失  
調も出てきます。加えて集団生活で  
す、これは……しかもきわめて狭い  
中における集団生活ですから、濃厚感  
染の危険というものも、これは非常に  
多いわけですから。従つて、もし真実  
に船員の結核予防効果をあらしめよう  
とするならば、結核予防法でもつて定め  
られておる検査以上に精密なかつ厳格な  
検査をしなければならぬと思つてお  
るところが、実際にはこれをやってお  
らない。そこでどうしたならば、将来こ  
の精密な、有効的な健康診断をやつて  
いくことができるか、こういう点につ  
いて、一つ船員局長が考へになつたこ  
とがあるかどうか、おありになるとす  
れば、その具体的な一つ方法を御説明  
いただきたいと思います。

○政府委員(森藤夫君) この点は、実  
は船員不足の問題からみまして、勞  
働科学研究所に委託して調べたところ  
によりますと、年間一三%の船員が病  
氣のために下船しておるといふ数字も  
出ておるくらいであります。私ども  
おとしまして非常に大きな関心を持つて  
おるところでございます。その中にお  
きまして、先ほどお話がございまし  
たように、結核の持つておる意義は非  
常に大きなものでございまして、こ  
れは撲滅ということについては、私  
ども先般いろいろ考へておるので

ございますが、この現在実際に行われて  
おります結核の検診というものが、船  
員法あるいは船員法施行規則で規定し  
ておる趣旨にもかかわらず、この結核  
予防法よりも下回つておると申しま  
す。抜けておる点が実際あるんじや  
ないかという点も考へられますので、  
これらの点につきまして、しよつちゆ  
う動いておる船の特殊性、あるいは環  
境からいって、非常に濃厚感染のおそ  
れのあるような、こういう環境等も考  
へまして、具体的にどうやるかとい  
う点につきましては、審議会の方で、関  
係者の知恵を出していただきたいと思  
ひます。

○片岡文重君 すみやかに措置をとり  
たいとおっしゃるのですから、それを  
追っかけてそうじゃなからうと言われ  
けにも参りません。しかし、これだけ  
の問題が、今日までほとんど具体的に  
船員に対しては措置がとられておら  
なかつた。これは私どもとして非常に  
遺憾なことです。大体船員の待遇とい  
うものは陸上勤務の労働者から比べて  
特殊な地域に、地域にございますが、特  
殊な職場で、そして封建的な監視のも  
とに行われる労働が多い。しかもこれ  
は一日、二日ということでないに、長  
期にわたつてなされる。最近の船員の  
稼働状況を聞きますと、船員法で定め  
た二十五日という下船は、ほとんど守  
られていないという船もあつた。法律  
で二十五日と書いてあるのではありません  
から、必ず下船させなければならぬ  
けれども、特別な手当等によつてまた  
乗船をすることがあるようです。こ  
ういふ状態は、これは、まあ、ここで

発表していかどうかかわらないがあ  
なたにお聞かせしたい、まずいかもしれ  
ないが……。とにかくこういう実情  
もあつて、今船員の労働というものは  
非常に過重になっておられます。従つて、  
船の稼働率が上つてくれば上つてくる  
ほど、労働過重になって、しかもそれ  
が船員の報酬になり、あるいは利益に  
なつてはね返つてくるということであ  
るならば、まあ、がまんをすることも  
できるでしょうが、こういう稼働率が  
上つてくれば、労働過重になると、ほ  
んどと比例して、肉体的にも精神的に  
も負担が多くなる。特に結核等の罹病  
率は多くなるを得ないのです。こ  
ういふ場合に、従来のようなやり方  
はとうてい船員としては続かないし、  
ひいてはやはり日本の海運界にも暗  
影を投ずるようなことにならんと限  
らぬ。こういう点については、一つせ  
ひ当局者の積極的な熱意を、本日から  
でも一つ新たにしてもらいたい。私は  
強く要望しているのですが、今のお話  
を伺つてみると、局長としては、具体  
的な案がまだ提起される段階にはな  
つておらないようですが、まあ私からそ  
の具体的な案を申し上げるといふこと  
も変だけども、一、二気のついた点  
だけを申し上げてもいいと思つたの  
が、たとえばこの船舶安全法ですか  
によつて、船は必ず定期検査を受けな  
ければならぬわけでありまして、従つて、  
こういうドック入りをするときは、こ  
れは私は全員に対しての精密な集団検  
査を行うことは、非常にたやすいと思  
うのです。この港々を歩いておるか  
らということをおっしゃるようだけれ  
ども、この集団検診の時期を、船の定  
期検査の時期と同じくさせるといふこ

とも一つの方法でありまして、そ  
うして船舶所有者に対しては、船ごと  
に必ず予防法による定期健康診断を行  
わしめる、つまり他の場合ということ  
でなしに、これはもう必ず行わせる。  
むしろ言いかえれば、この結核予防  
法の定期診断をもつて、船員法の八十一  
条による健康診断にかえることの方  
が、むしろ私は危険がないと思つた  
すね。だから、そういう点について  
も、一つ十分に考へていただきたい。  
特に最近私どもが憂慮にたえないこと  
は、下船をしてくる最近の罹病者の症  
状です。病状が非常に重態になつて送  
られてくるものが多いということ  
です。これはやはり発病して直ちに下船  
することはできない状態、そうしてし  
かもこれがきわめて非衛生的な環境の  
中に、いわば症状の高進しやういふ状態  
に長く放置されておつたという結果で  
しょう。従つて、こういう場合にも、  
やはり適切な措置を講じなければなら  
ないと思つたわけだ。

もつと私は具体的に伺ひたいと思  
つてきたのですけれども、どうもお  
伺ひすると、あまり船員局としては、  
最近具体的な措置は持つておられない  
ようです。ですから、この際、希望するこ  
とを多く申し上げるわけです。

そこでこの問題は、船員保険の關係  
であり、船員の結核予防の問題です  
から、もちろん主管としては船員局長の  
御努力をわずらわさなければならませ  
んが、こういう場合、一つ厚生省も、  
船の船員のことだからこれはもう運輸  
省だ、船乗りだから船員局だといふこ  
とでなしに、やはり私、国民の保険で  
すから、船員といへどもやはり日本の  
国民ですから、一つ厚生省においても

これらと十分にやはり関連をとって、果して予防法による健康診断が、健康検査が完全に行われているかどうか、これはあるいは管轄の問題だとか、なわ張りだとかいうことになるかもしれないが、そういうことでもなしに、虚心想たんに、一つ大乗的な見地で十分に話し合つて、今後こういう私どもの心配を無用なもの一つさしてほしいと思ふ。それぞれのお立場から一つぜひ政務次官にも、それから山口局長にも、船員局長にも、この際、御所見を、私最後に承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) ただいま片岡先生から船員の結核について御質問でございます。船員局長からいろいろ答へがございましたが、私どもの方で全般的な調査をいたしておりましたが、特に船員といふに分けてやっております。ただ運輸業に従事している方の結核の患者の発見率は、先般二十八年の実態調査におきまして、平均に比へまして相当高い率を示しております。特に船員につきましては、先ほどからもある御指摘のような特殊な事情下でございますので、特別な注意が払われなければならないと思つております。

私どもこの結核予防法を最初に昭和二十六年に制定いたしました際に、船員の結核対策と申しますか、健康診断等につきましても、船員局と相談しながら話を進めて参つたわけでございますが、船員局の方でも、ただいま船員局長から答へがございましたように、今後格別な注意を払われるということでございます。私どもの方でも、全般的な問題から、陸上に來られたとき

健康診断その他について必要がある場合には、今後また相談をいたしますが、健康診断の実施その他については、できるだけ便宜も供与して、ただいま御指摘のような欠陥と申しますか、船員に対する健康診断が十分行われないうようなことのないように私どもも協力して参らなければならぬ、そういうふうな考へております。

○片岡文重君 私は政務次官並びに船員局長の所見を伺つておりますが、今述べられたのは山口局長としての御意見であつて、私はやはりこの問題は、運輸省にも厚生省にも関係いたしますから、やはり政府の立場として、大臣がおられないのですか、かわつて次官から御答へを承わりたいと思ひます。

○政府委員(中垣國男君) 答へいたします。ただいま公衆衛生局長からこの問題につきましても意見が述べられたのでありますが、政府といたしまして、今後船員の結核の予防等の措置につきましては、運輸省と連絡いたしまして、できるだけ便宜を供与いたしまして、御指摘の通りに進めて参りたいと思つております。

○政府委員(森殿夫君) ただいま厚生省からお話がございましたように、われわれとしまして、全般的な立場並びに海運のほうも差し迫つた必要からいたしまして、これは重大な問題でございます。早急に厚生省とも御相談の上、施策を進めていきたいと思ひます。

○片岡文重君 最後に、船員局長につくどいようですが重ねて要望しておきますが、どうしても健康診断は予防

法による以上のものをやっていただけなければならぬ。従つて、その時期等についても、この船舶安全法による定期検査の際にはぜひ一つ考へてみて下さい。それから船舶所有者に責任を持つて乗船する者全員については厳密な検査を行う、この二点は是非でも可及的すみやかに一つやつてほしい、これを要望しておきます。

○藤俣君 伺いますが、結核の死亡は昭和十五年から見ると約五分の一ぐらになつてきているのじやなからうか。三十年は五二・二でございませうが、三十一年はおそらく五を割つておられるのじやなからうかと想像するのでございませう。そこで、一体結核患者は実際に増加しておるかどうか、どうしようにお考へであるかをお聞きしたいのです。

○政府委員(山口正義君) 数字的な問題がございませうので、私からお答へいたします。結核患者の全体の数がふえてきているか、減つていくかということにつきましてもお尋ね、これをここで直ちに答へ申し上げるのは非常にむづかしいと思つてございませう。御承知のように昭和二十八年に全国的な調査をいたしまして、その後同様の調査をいたしております。また、その前にも同様の調査がございませうので、前後の比較をするということもなかなかむづかしいのでございませう。できませうのは、近い将来に、二十八年に実施いたしましたと同様の規模の調査をいたしまして、その増減を見なければならぬといふふうにお考へておるのでございませうが、しかし、二十八年に引き続きまして二十九年、三十年、二年引き続

きまして部分的な調査をいたしました。新患者の発生、それから従来患者であつたものが患者でなくなつたといふ数を比較いたしました。二十八年、二十九年、三十年の間では、あまり大きな差がなかつた、年間の総計ではあまり差がないのじやないかというふうなことでございませう。しかし、その後、早期発見、早期治療ということがかなり徹底して参つておりました。部分的な調査を見ますと、非常に結核患者の減少がございませう。四年前に見られておる地区がかなりあちこち出て参つておりますので、ごくこれは数字に基かない見通しの問題でございませうが、減少に向いつつあるのではな

いかというふうにお考へるわけでございます。○藤俣君 私は相当減つておるのじやなからうかといふふうにお考へておるのでございませうが、御承知のように、従来の検査といふものは精密検査でなかつたために、急に二十八年度は精密検査でとにかく全国的な抜き取り検査ですが、正確な、誤差のきわめて少い調査をしたのですが、つまり昔の尺度とあのときの尺度とは非常に違つておるものですか、今のような尺度で、おそろしく昭和十五年ごろにやつたなら二千万人ぐらゐの結核患者があつたのではなからうか、こういうふうにお考へておるのでございませう。そういう点から、今同じ尺度で一つ最近に日本の結核の動向はどうなつておるかということもぜひ至急にお調べを私は願ひたい。そうしてその後においてでも、まだおそいかもしれませうが、その数字を基礎に根本的の結核対策といふものをなのお考へなくちやなら

ないのじやなからうか。あるいは老人結核がふえてきた、あるいは開放性結核のあれがどうなつておる、こういうふうな点から隔離の問題であるとか、そういうふうな点、私は少くとも日本の結核が減つてきたといふものは、結核予防の今度のような健康診断が初めて施行されて以來、私は早期に患者の発見ができ、早期治療ができたので結核は今のように好転してきてはなからうか。しかもなお、最近のようないい薬ができてきて、そうしてまた、発病もBCGの改良によりまして、非常な陽転をして防衛をしておるというふうなところから考へまして、私はぜひともこの結核予防の、今回の予防法のような、これは一部は府県で持ちますけれども、できるならば私は全部国費でやつてやるといふふうにお考へておるものであります。先ほど同僚の方々から、ぜひ結核の問題の根本的対策を立てる、これは同僚だけの御意見でなくして、私は世論ではなからうか。こういうときに私はぜひ思い切つて政府はこの線に進めてもら

なかつたならば、鉄は熱いうちに打てというふうな式で、結核の反乱軍は今退却のときにあるので、直ちに一つ追撃戦をやつて、初めて私は結核を少くし、同時に保険経済も安定してくる、こういう線にぜひこれはもうほんとうに大きな政策として厚生省は厚生省の仕事でなくして、ほんとうに国策である、こういう意味合いにおいて、今後とも予算の折衝等に当りまして、途中でへこたれるようなことなしに、大蔵省にほんとうにお前も日本人か

というふうな強い意気でお骨折りを願

いたいと思うのですが、それに対して、政務次官のお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(中垣國男君) 勝俣さんにお答えいたします。根本的な結核対策について、たゞいま御指摘をなされた勝俣さんの御意見はもつともなことで、御趣旨の線に沿ひまして、今後努力を盡して参りたいと思ひます。

○横山フク君 今度、厚生省でBCGとかパス、ストマイ、これは全額公費負担になりましたけれども、この公費負担はやはり従前と同じ補助率でございませぬ。

○政府委員(山口正義君) たいいま横山先生のおっしゃいました健康診断、予防接種は全額公費でございませぬ。それからパス、ストマイというふうな医療費につきましては、従来と同じように本人が二分の一、あとが公費というふうなことでございませぬ。

○横山フク君 従来と同じ補助率であつたのでは、これは全額公費負担という言葉を推進にきかれないので、それも、それで推進はできないじゃないか。現に地方では財政窮乏を訴えておられますに、こうして国の方では地方の財政を考へないで、地方は全額公費負担、公費負担ということを言われるというので、非常に困つておるといふことを聞いておる。これに対して、来年度においては、この補助率や何かに対して考へられるんでしょうか。どうなんでしょうか。

○政府委員(山口正義君) たいいま横山先生の御指摘の点、ごもつともだと存じます。まあ全額公費になりましても、国庫補助率が同じでございませぬと、地方の負担が非常にふえるわけでございませぬ。たとへば原費では健康診断、予防接種とまぜまぜして、前年度四億何がしてございませぬものが二億ばかりふえるわけでございませぬ。これはもちろん三十二年度の措置といたしましては、地方交付税交付金の中に自治庁と折衝いたしまして、それだけの金額は入れてもらつてはございませぬが、しかし、実際にこれを地方で使います場合に、地方交付税交付金の性格上いろいろ問題も起つてくるかと思つてございませぬ。地方での実施を円滑ならしめすために国庫補助率をもつと高くするという点、私も御指摘の通り三十二年度の予算編成の途中におきましても、原案編成の途中におきましても、そういう点を考へていろいろ折衝いたしましたが、従来通りということになつたのでございませぬが、御指摘の点は、今後の問題として私もぜひ努力をして参りたいと思つておる次第でございませぬ。

○横山フク君 全国民皆診の検診ということになつておるのですけれども、実際の状態は、検診率は悪いところだと二〇%、いいところで五〇%、半分は検診を受けないという状態です。これはやはりそういう予算、地方の財政負担といつた問題から考へておるのかと思ひますので、この結核予防ということ考へた場合に、そういう点に大きく御考慮いただきたく思ふのであります。もう一つの問題は、結核の対策として、保健所というものは無視できない。しかもその保健所が定員問題等において、現在のような状態であつては結核対策というものは、言うこと自体がおかしいと思ふのです。しかし、地方財政からいつたら、これは非常にいろいろ無理があるかと思ひますけれども、ここで考へられるのは、まあ無医村ということもありませぬけれども、どこにもお医者様はあるわけでございませぬが、保健所が今までのような保健所の窓口で実際のものを扱うという考へでなくて、保健所はいわゆるヘルスセンターという形であつて、そうして開業医とよく連絡をとつて、その開業医によつてその問題を行わせる。私はそういうことを考へていただけぬのか。保健所では実際にBCGをするとか、あるいは何なり実際の治療面あるいは予防の実際の行動にまで出る。そこに私は無理があるのじゃないかと思ふ。もつと開業医と連絡をとつて開業医にさせる。そしてそのセンターという役割をするという形に行つたならば、もつとこの問題はスムーズにいけるのではないかと思ふのですけれども、それに対してどういふふうにお考へになつていらつしやいませぬか。

○政府委員(山口正義君) たいいま御指摘の点はごもつともございませぬ。指摘の点はごもつともございませぬ。私どももそういうふうにお考へておりました。この健康診断、予防接種を實施して参ります中心機関として、保健所の強化といふことはぜひお考へていかねばならぬと思ふのでございませぬ。他の方々の協力を得るにしましても、現在の保健所の状態では十分にそれを果し得ないというふうらみ

て、保健所というものは無視できない。しかもその保健所が定員問題等において、現在のような状態であつては結核対策というものは、言うこと自体がおかしいと思ふのです。しかし、地方財政からいつたら、これは非常にいろいろ無理があるかと思ひますけれども、ここで考へられるのは、まあ無医村ということもありませぬけれども、どこにもお医者様はあるわけでございませぬが、保健所が今までのような保健所の窓口で実際のものを扱うという考へでなくて、保健所はいわゆるヘルスセンターという形であつて、そうして開業医とよく連絡をとつて、その開業医によつてその問題を行わせる。私はそういうことを考へていただけぬのか。保健所では実際にBCGをするとか、あるいは何なり実際の治療面あるいは予防の実際の行動にまで出る。そこに私は無理があるのじゃないかと思ふ。もつと開業医と連絡をとつて開業医にさせる。そしてそのセンターという役割をするという形に行つたならば、もつとこの問題はスムーズにいけるのではないかと思ふのですけれども、それに対してどういふふうにお考へになつていらつしやいませぬか。

二表、それから四表、それから六表、七表、これだけはぜひ府県別に資料を出していただきたい。地方の財政的な問題など、それから風土、環境によつて結核の患者がどういふ工合に生じてきているか、どういふ工合に地方の状態がどうなつてきているかという問題をつぶさに私どももよく知つて、その上で結核対策という問題を追及し、なおす方向にみんな努力しなければならぬ問題です。それから、ぜひその資料を出していただきたいというのを願ひしておきます。

○政府委員(山口正義君) たいいま御指摘の各表のうちで、ちよつと時間がかかるものもございませぬが、できるだけ早く……。

○藤田藤太郎君 府県別にね。

○政府委員(山口正義君) 府県別に資料を整へまして、お届けするようにいたします。

○委員(千葉信君) 本案に対する質疑は、これで尽きたものと認むることに御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員(千葉信君) この際、委員の異動について報告申し上げます。四月四日付をもって、高良とみ君が辞任し、その補欠として、早川慎一君が選任されました。

○委員(千葉信君) この際、お諮りいたします。両案に対し、藤原亨君から委員長の手元に修正案が提出されておりますので、本修正案を議題としたいと存じます。

す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○榊原君 この両案につきまして、実施の期日その他につきましても、ズレがございますので、次のような修正案を提出いたしました次第であります。公衆衛生修学資金貸与法案に対する修正案といたしましては、公衆衛生修学資金貸与法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

結核予防法の一部を改正する法律案に対する修正案といたしましては、

結核予防法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附則第二項中「この法律の施行前」を「昭和三十二年四月一日前」に改める。

提案理由は、先ほど申し上げました通り、施行期日その他に対する日付のズレのために、かく修正したいと考える次第であります。

○委員長(千葉信君) ただいまの修正案に対し、質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

別に御発言もございませんようですから、修正案に対する質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認

め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより公衆衛生修学資金貸与法案について、採決に入ります。まず、榊原委員提出の修正案を問題に供します。

榊原君提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって榊原君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正すべきものと議決されました。

○委員長(千葉信君) 次に、結核予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

それでは、結核予防法の一部を改正する法律案について、採決に入ります。まず、榊原君提出の修正案を問題に供します。

榊原君提出の修正案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって、榊原君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正すべきものと議決されました。

なお、本日議決されました議案の本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、各案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 竹中 恒夫 吉江 勝保
- 片岡 文重 紅露 みつ
- 勝俣 諭 榊原 亨
- 早川 慎一 大野木秀次郎
- 藤田藤太郎 山下 義信
- 横山 フク

○委員長(千葉信君) 本日はこれをもって散会いたします。

午後一時四十六分散会

昭和三十二年四月九日印刷

昭和三十二年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局